

勧告	説明図表番号
<p><b>イ 謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底（いわゆる「プール金」の防止）</b></p> <p>プール金の捻出や不当利得の発生を防止する上で、アルバイト等の賃金として支払われる謝金などの架空請求の防止対策は極めて重要であり、文部科学省は、ガイドライン等において次のとおり、研究機関による事実や実態の確認に基づく経費の支出を求めている。</p> <p><b>(ア) 謝金（賃金）支給に関する事務</b></p> <p>謝金支給事務については、ガイドラインにおいて、非常勤雇用者の勤務状況管理等の研究費管理体制の整備に関し、研究機関の取組方針として明確化するように要請されているほか、ガイドライン中の「実施事項の例」において、①非常勤雇用者に対して、事務局により採用時の面談や日常的な面談等を行い、これにより勤務実態を把握すること、②一定期間継続雇用となる非常勤雇用者に関しては、事務局が一元的に管理し、実態把握を行うことが例示されている。</p> <p>また、研究機関使用ルールにおいても、①人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと、②研究協力者の雇用に当たっては、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が研究協力者の勤務内容、勤務時間等を適切に管理して給与等を支給することとされている。</p> <p><b>(イ) 物品管理</b></p> <p>科研費により購入した設備備品（以下「備品」という。）については、文部科学省及び学術振興会が毎年度策定する「科学研究費補助金文科省（学振）研究者使用ルール（補助条件）」（以下「研究者使用ルール」という。）において、購入後直ちに研究代表者等が所属する研究機関に寄付しなければならないこととされているが、備品と消耗品の範囲は研究者使用ルール等のルールに取決めがなく、その範囲は各研究機関の規程等に委ねられている。</p> <p>なお、国の行政機関にあっては、①「帳簿登記を不要とする消耗品」の範囲については、取得後比較的短期間（概ね1年以内）に消耗することを予定する物品、②①の基準にかかわらず、1個又は1組の取得価格が5万円以上のもの、金券類及び国の借入れ又は保管に係るものは対象外とするとされている（「物品管理業務の効率化</p>	<p>図表Ⅰ-2-② （再掲）</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-イ -①</p>

<p>について」(平成21年1月16日付け各府省等申し合せ)。</p> <p>今回、当省が61大学における非常勤雇用者の雇用・勤務管理状況及び備品管理状況を調査した結果、次のとおり、非常勤雇用者の雇用・管理に関する大学事務局の関与が不十分な状況や換金性の高い物品の管理が不十分な例などがみられた。</p> <p><b>(7) 非常勤雇用者の雇用・勤務管理に関する大学事務局の関与の徹底</b></p> <p>調査した61大学における、①大学事務局による採用面談、採用時の雇入れ通知書等の手交及び勤務条件の説明の実施状況、②同事務局による出勤簿等勤務記録についての日常的な管理及び関与の状況についてみたところ、61大学のうち、①と②のいずれも実施していないものが19大学(31.1%)、いずれかを実施していないものが21大学(34.5%)みられ、いずれも実施しているものは21大学にとどまっていた。</p> <p><b>(4) 物品(備品、消耗品)の区分基準の統一化</b></p> <p>上記のとおり、備品は、研究者使用ルール及び研究機関使用ルールにより、所属する研究機関に寄付することとなり研究機関はこれを受け入れて適切に管理することとされている。</p> <p>しかし、これらの備品と消耗品とを区分する基準は各大学に委ねられており、調査した61大学における、大学が寄付を受け管理することになる物品(図書を除く。)の基準金額をみると、最低額は1万円以上(1大学)、最高額は50万円以上(1大学)となっており、最も多くの大学が設定している基準額は10万円以上(40大学。全体の65.6%)で、次に20万円以上(10大学。全体の16.4%)となっていた。</p> <p>また、調査した61大学の576研究課題における購入物品の中には、「備品」と「消耗品」の範囲が大学間で区々となっているため、同種類似で同程度の価格帯の物品であるにもかかわらず、大学によって、備品として管理しているものと、消耗品として扱っているものがみられた。</p> <p>さらに、①価格は備品扱いとなる基準額以上であるものの耐久性がないとして消耗品として扱われている研究機器がある、②耐久性はあるものの価格が基準額に満たないため消耗品として扱われている汎用パソコンがあり、中には所在不明のパソコンが数十台存在するなど、大学による管理が不十分な例がみられた。</p> <p>特に、汎用パソコンについては、各研究課題において、研究に</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-イ-②</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-イ-③</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-イ-①</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-イ-②</p>
--	---

<p>必要不可欠なものとしてよりスペックの高い機種が少なからず購入されているが、過去の不正使用を教訓に管理用のラベルを貼付し、大学の所有物であることを明示しているもの（1大学）がみられるほか、パソコンについては消耗品扱いとなる価格であっても例外的に事務局発注としているもの（3大学）もあることから、パソコンの不正な売却益によるプール金の捻出等を抑止する観点からこうした工夫が必要と考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、文部科学省は、いわゆる「プール金」といった科研費等の不正使用を防止する観点から、ガイドライン、研究機関使用ルール又は公募要領の改定、その他の適切な手段により、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 研究機関に対し、アルバイト等の非常勤雇用者に係る謝金の支給について、研究室（者）と雇用者との間に不正の温床となる不適切な関係が生じることを防止する観点から、事務局自らが採用時における面談や勤務条件の説明を行い、又は出勤簿の日常的な管理を行うなど、事務局が行うべき具体的な実務面での対応を義務化し、事務局がその責任の下において適正かつ実効性のある雇用管理を実施するよう指導すること。</p> <p>また、研究機関においてそれらを的確に履行することを研究機関使用ルールに明記するとともに、的確に履行されていない場合について、研究機関管理等に必要な経費として支給されている間接経費の返還、減額査定等を含む実効性のあるペナルティ措置を設け、その厳格な運用を図ること。</p> <p>② 物品管理の適正化を図るため、研究機関として管理すべき物品の区分基準を作成し、研究機関に対し、当該基準を示すとともに、これに沿った取組を徹底するよう指導すること。</p> <p>その際、過去複数の不正事案が生じたパソコン等換金性の高い物品の扱いについては、管理の徹底が図られるよう十分留意するものとする。</p>	<p>事例表Ⅱ-1-(1)-イ-③</p>
--	-----------------------

図表Ⅱ-1-(1)-イ-① 「物品管理業務の効率化について」(平成21年1月16日付け各府省等申合せ) <抜粋>

物品管理業務の効率化について

平成21年1月16日  
各府省等申合せ

官民合同実務家タスクフォース・起草作業グループ(物品管理)による検討の結果、下記について統一して取り扱うことを各府省等の申合せ事項とする。

● 帳簿登記を不要とする消耗品について

(略)

統一基準

(1) 「帳簿登記を不要とする消耗品」の範囲については、取得後比較的短期間(概ね1年以内)に消耗することを予定する物品であって、次のいずれかの性格を有していると認められるものとする。

- ・減数消耗(一定の数を購入したものが使用のたびに減少)するもの
- ・減価消耗(数量は減らずにそのものが劣化していく)するもので、概ね1年を超えて反復使用に耐えないもの

(2) (1)の基準にかかわらず、1個又は1組の取得価格が5万円以上のもの、金券類(切手、ICカード乗車券、回数券、旅行券等)及び国の借入れ又は保管に係るものは対象外とする。

(略)

図表Ⅱ-1-(1)-イ-② アルバイト等の非常勤雇用者への謝金（賃金）支給事務に関する大学事務局の関与状況

(単位：校、%)

区分	事務局による採用面談や採用時の雇入れ通知書（労働条件通知書）等の手交、勤務条件の説明の実施状況	事務局による出勤簿等勤務記録の日常的な管理、関与の状況（勤務時間管理のみを含む。）	大学名	大学数（割合）
実施、未実施の別	未実施	未実施	室蘭工業大学、旭川医科大学、札幌医科大学、酪農学園大学、北海道医療大学、東北大学、東北工業大学、東京農工大学、上智大学、法政大学、千葉工業大学、京都大学、和歌山県立医科大学、関西学院大学、兵庫医科大学、下関市立大学、徳島大学、九州工業大学、久留米大学	19(31.1)
	実施	未実施	山形大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、横浜市立大学、玉川大学、明治大学、金沢医科大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都薬科大学、関西大学、高知工科大学、九州歯科大学、福岡大学	14(23.0)
	未実施	実施	岩手医科大学、東京学芸大学、昭和薬科大学、金沢大学、愛知学院大学、愛知工業大学、広島大学	7(11.5)
	実施	実施	北海道大学、北海道工業大学、岩手大学、東京大学、都留文科大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋市立大学、中部大学、大阪大学、鳥取大学、岡山大学、岡山理科大学、川崎医科大学、広島国際大学、香川大学、愛媛大学、徳島文理大学、佐賀大学、九州大学、高知大学	21(34.4)
合計				61(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 室蘭工業大学は、学生アルバイトを除き、事務局による採用面談等を実施している。

3 旭川医科大学は、労働条件が明確でない場合（勤務時間や勤務日などが定まらない者）や短期的な業務の場合を除き、事務局による採用面談や勤務記録の日常的な管理等を実施している。

図表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 大学が寄付を受けて管理することになる物品の基準金額

(単位：校、%)

区分	大学名	大学数 (割合)
1万円以上	京都薬科大学	1 (1.6)
3万円以上	愛知工業大学	1 (1.6)
5万円以上	岩手医科大学、玉川大学、愛知学院大学、関西大学、関西学院大学、岡山理科大学、川崎医科大学、福岡大学	8 (13.1)
10万円以上	北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、酪農学園大学、岩手大学、福島県立医科大学、東北工業大学、東北薬科大学、東京学芸大学、東京農工大学、都留文科大学、横浜市立大学、上智大学、昭和薬科大学、法政大学、千葉工業大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、下関市立大学、広島国際大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、徳島文理大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、九州歯科大学、久留米大学	40 (65.6)
20万円以上	室蘭工業大学、北海道医療大学、山形大学、東京大学、明治大学、金沢大学、金沢医科大学、中部大学、兵庫医科大学、高知工科大学	10 (16.4)
50万円以上	東北大学	1 (1.6)
合計		61 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表は、各大学の資産・物品管理関係規程に基づき、当省が作成した。  
 3 本表の物品には、図書を含まない。  
 4 札幌医科大学は、2万円以上10万円未満の物品で研究者が備品に区分した場合には大学に寄付することとしている。  
 5 明治大学は、20万円未満の物品でも研究者の要請があれば寄付を受け付けることとしている。  
 6 下関市立大学は、平成25年9月5日から物品の寄付対象額を1万円以上に変更している。  
 7 広島国際大学は、パソコンについては金額にかかわらず備品として大学が寄付を受け管理することとしている。  
 8 大学数欄の割合は、四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-① 同種類品の物品であるにもかかわらず備品と消耗品とで扱いが区々となっている例

大学名	採択件数	交付金額
広島大学	1,010 件	2,158,885 千円
岡山大学	783 件	1,766,985 千円
鳥取大学	264 件	467,550 千円

(事例内容)

広島大学及び鳥取大学では、いずれも 50 万円以上の物品を「固定資産」、10 万円以上 50 万円未満の物品を「少額備品」又は「その他の物品」(以下「備品」という。)として備品台帳等に登載し、大学が管理することとしている。

また、岡山大学でも、50 万円以上の物品を「固定資産」、耐用年数が 1 年以上の物品(図書及び美術品・収蔵品は除く。)で 1 個又は 1 組の取得価格が 10 万円以上 50 万円未満の物品を「少額備品」又は「その他の物品」「その他の物品」(以下「備品」という。)として備品台帳等に登載し、大学が管理することとしている。

しかし、これら 3 大学で調査した研究課題に係る購入物品をみると、次表のとおり、備品として区分・管理すべきと考えられる物品(対物レンズ等)について、広島大学では、顕微鏡本体の追加部品で単体としては機能せず管理もできないなどとして、また、岡山大学でも、顕微鏡本体の追加部品で単体としては機能せず管理もできないなどとしてしないため、単体での備品管理が不用であるとの判断により、消耗品として扱っている。一方、鳥取大学(医学部)では、同様の対物レンズを規定どおり備品として区分・管理している。

表 備品として区分・管理すべきと考えられる物品を消耗品として扱っている例

大学名	購入物品名	金額 (円)	納品年	備品・消耗品の別
広島大学	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	314,055	H24 年	消耗品
	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	154,350	H23 年	消耗品
岡山大学	スイングレボルバ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	113,400	H23 年	消耗品
	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	122,850	H23 年	消耗品
	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	274,050	H23 年	消耗品
鳥取大学 (医学部)	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	216,090	H22 年	備品

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成 24 年 3 月 16 日)による。  
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-② 消耗品扱いとなっている研究機器や汎用パソコンの例

大学名	採択件数	交付金額
北海道工業大学	16 件	19,600 千円

(事例1)

北海道工業大学のルールにおいては、耐用年数が1年以上で単価10万円以上のものは備品として扱うこととされている。

調査した研究課題において、「卓上型ポットミル架台」が13万6,000円で購入され、消耗品として扱われている例がみられた。このことについて、同大学では、「この物品は当初、連続的な実験を行うため消耗が著しいことと腐食性の試料を使うので、ミルの破損および架台の故障が考えられることから、機器備品の扱いとはしない判断をしていた。今回、現物を確認したところ、耐用年数、購入金額を勘案すると機器備品へ科目変更することが妥当であると判断した。」としている。

大学名	採択件数	交付金額
東北大学	2,348 件	8,680,894 千円
山形大学	345 件	567,680 千円

(事例2)

東北大学及び山形大学で調査した研究課題において購入された汎用パソコンのうち、取得価額上消耗品に区分されているため、大学の管理下に置かれていないものの例は次表のとおりとなっている。

特に、東北大学では、平成23年度に元非常勤事務職員がパソコン等の物品を業者に発注し、一旦納品されたものを買取業者に売却するといった方法により現金を得るといった不正行為が発生し、調査(物品と会計伝票の照合作業)を行った結果、所在不明なパソコンが数十台存在することが判明している。

しかし、依然として備品として管理する物品の価格は50万円以上のままで、調査した10課題のうち5課題において購入された、14万円から34万円までの計8台のパソコン(次表参照)が消耗品扱いになったままとなっている。

表 東北大学及び山形大学で消耗品に区分されている汎用パソコンの例

区分	研究区分	品名	取得価額(円)
東北大学	特定領域研究	ソニー ノートパソコン VPCZ23AJ Corei7(2.8GHz)/RAM 8 GB/SSD512GB	309,300
	基盤研究 S	ノートパソコン ThinkPad X220 428722J/増設用メモリ 2G/マウス	192,150
	基盤研究 A	MacBookAir11 インチ 1.8GHzCorei7 /RAM4GB/256GBのフラッシュストレージ	134,400
	基盤研究 A	DELL デスクトップパソコン Optiplex990	128,150
	特別推進研究	大学生協オリジナル デスクトップパソコン UNI-i5GH/ZERO	195,930
		パナソニック ノートパソコン CF-S10FEMDP カスタマイズ	345,420
		DELL デスクトップパソコン Precision T3500 Intel XeonW3565 3.2GHz/RAM4GB/HDD500GB	243,421



		MacBookAir13 インチ 1.8GHzCorei7 /RAM4GB/SSD256GB Zone	142,400
山形大学	基盤研究 B	SONY VAI0 VPCX13ALJA/DW	134,800
	若手研究 B	パナソニック Let' sNote CF-S10AY2DC	159,800

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。  
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 消耗品に位置付けられる汎用パソコンについて大学の所有物であることを明示している大学や事務局発注の対象としている大学の例

大学名	採択件数	交付金額
大阪大学	2,424 件	9,124,223 千円
<p>(事例1)</p> <p>大阪大学は、物品の種別を、</p> <p>① 検査機器等の機器類や備品であって、1個又は1組の取得価格が50万円以上のものは固定資産</p> <p>② 耐用年数が1年以上で1個又は1組の取得価格が10万円以上50万円未満のものを「その他の物品」(少額備品)</p> <p>③ 上記①及び②以外の物品は消耗品と定義付けている。</p> <p>他の機器に付属することなく使用できるといった汎用性があり、売却が可能なパソコンについて、物品の管理方法をみると、50万円以上のものは、財務会計システム上の固定資産台帳に登録し、また、少額備品も同システム上の備品一覧に登録し機関管理することとなっている。</p> <p>また、医学系研究科における研究費の不正使用(平成22年中間報告)を受けて、10万円未満の消耗品に該当するパソコンについても、システムには登録されないものの、契約担当者が納品時にラベルを貼付し大学の所有物であることを明瞭化するとともに、実査(部局における定期的な現物確認作業)及び内部監査での確認対象としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
上智大学	129 件	200,770 千円
中部大学	87 件	165,221 千円
京都薬科大学	40 件	60,900 千円
<p>(事例2)</p> <p>上智大学、中部大学及び京都薬科大学は、消耗品について研究者発注を認めているが、価格により消耗品扱いとなるパソコンについては、物品管理の適正化や有効活用の観点から事務局発注を行っている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。  
なお、交付金額には、間接経費は含まない。